

平成18年5月18日

各位

会社名 井関農機株式会社
代表者名 取締役社長 中野弘之
コード番号 6310
上場取引所 東証第1部、大証第1部
問合せ先 常務取締役 其田一美
(TEL.03-5604-7710)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月18日開催の取締役会において、定款一部変更の議案を、平成18年6月27日開催予定の第82期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)及び「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、定款に一定の定めがあるものとみなされる規定の新設・変更のほか、定款全般について、会社法に対応した用語ならびに引用条文の変更など所要の変更を行うとともに必要な規定を新設するものであります。

その主なものは、次のとおりです。

当会社に設置する機関を定めるため、変更案第4条(機関)を新設するものであります。

株券を発行する旨を定めるため、変更案第7条(株券の発行)を新設するものであります。
単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、変更案第10条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするとともに株主への周知を図るため、代理人の員数を変更案第19条(議決権の代理行使)として規定するものであります。

株主総会参考書類等のインターネットによる開示をもって、株主に提供したものとみなす対応ができる変更案第21条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

現状の経営体制に即した取締役、監査役の適正員数に合わせるため、取締役の員数を変更案第22条(員数)として、監査役の員数を変更案第30条(員数)として規定するものであります。

取締役会の決議を機動的に行うため、書面または電磁的記録により、その承認を行うことができる変更案第26条(取締役会)5項を新設するものであります。

取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、それぞれの責任を法令の範囲内で減免できる変更案第29条(取締役の責任免除)及び変更案第37条(監査役の責任免除)を新設するものであります。なお、取締役の責任免除の規定につきましては、監査役全員の同意を得ております。

会計監査人が期待される役割を十分に発揮できるよう、責任を法令の範囲内で減免できる変更案第40条(会計監査人の責任免除)を新設するものであります。

その他全般にわたり、全条文を見直し、一部条文の新設、削除、文言の追加等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月27日(火曜日)

定款変更の効力発生日 平成18年6月27日(火曜日)

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 当社は井関農機株式会社と称する。 英文では I S E K I & C O . , L T D . と表示する。</p> <p>第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 . 農業用機械器具の製造及び販売 2 . 車輛運搬具の製造及び販売 3 . 原動機其の他諸機械、器具、工具並びに部分品の製造及び販売 4 . 農業用薬品及び油脂の販売 5 . 不動産の売買、賃貸、斡旋並びに利用 6 . 土木、建築その他各種工事の設計、監理、施工、請負並びに住宅用機械器具の製造及び販売 7 . 各種スポーツ、遊技場、ホテルその他観光施設の経営及び貸与並びにスポーツ用品の販売 8 . 農水産物及び食品の加工並びに販売 9 . 農業の経営 10 . 農業施設並びに食品加工装置の設計、監理、施行及び請負 11 . 魚介類の養殖業 12 . 医薬品、医薬部外品、医療健康機器の製造及び販売 13 . 計量器、測定機器、光学機械の製造及び販売 14 . 動産の賃貸業 15 . 情報処理及び情報提供サービス業 16 . 文化、教養、教育に関する事業 17 . 出版業及び印刷業 18 . 陸海運業、運送取扱業及び倉庫業 19 . 割賦債権買取業務 20 . 繊維製品、服飾品、皮革製品、身辺細貨品及び日用雑貨品の販売 	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p><u>(商 号)</u> 第 1 条 (現行どおり)</p> <p><u>(目 的)</u> 第 2 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
21. 前各号に付帯する業務	
第3条 当社は本店を松山市に置く。	<u>(本店の所在地)</u> 第3条 (現行どおり)
(新 設)	<u>(機 関)</u>
	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、
	次の機関を置く。
	<u>(1) 取締役会</u>
	<u>(2) 監査役</u>
	<u>(3) 監査役会</u>
	<u>(4) 会計監査人</u>
第4条 当社の公告は、東京都に於て発行する日本経済新聞に掲載する。	<u>(公告方法)</u> 第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第5条 当社の発行する株式の総数は6億9千6百3万7千株とする。但し、株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。	<u>(発行可能株式総数)</u> 第6条 当社の発行可能株式総数は6億9千6百3万7千株とする。
(新 設)	<u>(株券の発行)</u>
	第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。
第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	<u>(自己の株式の取得)</u> 第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。
第7条 当社の1単元の株式の数は、1千株とする。	<u>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</u> 第9条 当社の単元株式数は、1千株とする。
当社は1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについては、この限りではない。	2 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについては、この限りではない。
(新 設)	<u>(単元未満株式についての権利)</u>
	第10条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
	<u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u>
	<u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 8 条 当社の発行する株券の種類は取締役会の定めるところによる。</p> <p>第 9 条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u> <u>当社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、実質株主名簿の作成、株券喪失登録の手続、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第 10 条 <u>株式の名義書換、実質株主名簿の作成、株券喪失登録の手続、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取り、質権の登録又はその抹消、信託財産の表示又はその抹消、株券の再交付、その他株式に関する手続及びその手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第 11 条 <u>株主（実質株主を含む。以下同じ）登録した質権者又はその法定代理人は、その氏名、住所及び印鑑又は署名鑑を届け出でなければならない。これを変更したときもまた同様である。</u> <u>前項に掲げた者が外国に居住するときは、日本国内に仮住所又は代理人を定め、届け出でなければならない。これを変更したときもまた同様である。</u></p> <p>第 12 条 当社は、<u>毎年 3 月 3 1 日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> <u>前項のほか、必要がある場合には、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p><u>(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p><u>(株券の種類)</u> 第 11 条（現行どおり）</p> <p><u>(株主名簿管理人)</u> 第 12 条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p><u>(株式取扱規程)</u> 第 13 条 <u>当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>（削 除）</p> <p>（削 除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条 定時株主総会は、毎年 4 月 1 日から 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第 14 条 当社は、本定款に定めるもののほか、<u>必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>
<p>第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条 定時株主総会は、毎年 4 月 1 日から 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。</p>	<p>第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第 15 条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p> <p>第 14 条 株主総会は、<u>法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</u></p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 16 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年 3 月 3 1 日とする。</u></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 17 条 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p>
<p>(新 設)</p> <p>第 14 条 株主総会は、<u>法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</u></p>	<p>2 <u>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>第 15 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めある場合を除いて、出席した株主の議決権の過半数をもって<u>これを行う。</u> 商法第 3 4 3 条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。</u></p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第 18 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2 <u>会社法第 3 0 9 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p>
<p>第 16 条 株主は、当社の議決権のある他の株主を代理人として議決権を行使することができる。 (新 設)</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 19 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。 2 <u>株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>
<p>第 17 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役が記名捺印又は署名あるいは電子署名をし、これを当会社に保存する。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第 20 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載又は記録し、これを当会社に保存する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 18 条 当社の取締役は 8 名以上とし、株主総会でこれを選任する。</p> <p>第 19 条 (新 設) <u>取締役の選任決議には、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要する。</u> <u>取締役の選任決議は累積投票によらない。</u></p> <p>第 20 条 <u>取締役の任期は、就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>補欠又は増員により就任した取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>第 21 条 <u>取締役会は、その決議をもって会長 1 名、副会長若干名、社長 1 名、副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。会長、副会長、社長、副社長及び専務取締役は各自会社を代表する。</u> <u>社長は取締役会を主宰する。社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</u> <u>副会長は会長を補佐する。</u> <u>社長は取締役会の決議に基づいて会社業務を執行し、且つその全般を統轄する。</u> <u>副社長は社長を補佐し、社長に事故ある場合はその職務を代行する。</u></p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 21 条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 22 条 当社の取締役は、<u>10 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 23 条 <u>取締役は、株主総会において選任する。</u> 2 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3 (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 24 条 <u>取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 25 条 <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長 1 名、取締役副会長若干名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長及び専務取締役は各自会社を代表する。</u> 2 <u>取締役社長は取締役会を主宰する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</u> 3 <u>取締役副会長は取締役会長を補佐する。</u> 4 <u>取締役社長は取締役会の決議に基づいて会社業務を執行し、且つその全般を統轄する。</u> 5 <u>取締役副社長は取締役社長を補佐し、取締役社長に事故ある場合はその職務を代行する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>専務取締役は社長及び副社長を補佐し、社長及び副社長に事故ある場合はその職務を代行する。</p> <p>前2項の職務代行について副社長及び専務取締役が複数の場合は、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序によるものとする。</p>	<p>6 専務取締役は取締役社長及び取締役副社長を補佐し、取締役社長及び取締役副社長に事故ある場合はその職務を代行する。</p> <p>7 前2項の職務代行について取締役副社長及び専務取締役が複数の場合は、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序によるものとする。</p>
<p>第22条 取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、当会社の業務執行に関する重要な事項を決定する。</p> <p>取締役会は法令に別段の定めある場合を除き社長が招集し、その議長となる。社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</p> <p>取締役会の招集は、会日の3日前に各取締役及び各監査役に通知するものとする。但し、緊急必要あるときは、更にこれを短縮し、又は取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第26条 取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、当会社の業務執行に関する重要な事項を決定する。</p> <p>2 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</p> <p>3 取締役会の招集は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に通知するものとする。但し、緊急必要あるときは、更にこれを短縮し、又は取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>4 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>5 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>第23条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名捺印又は署名あるいは電子署名をし、これを当会社に保存する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名し、これを当会社に保存する。</p>
<p>第24条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定める事項のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 25 条 当社の監査役は 3 名以上とし、株主総会でこれを選任する。</p> <p>第 26 条 (新 設) 監査役の選任決議には、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要する。</p> <p>第 27 条 監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠により就任した監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>第 28 条 監査役は、その互選をもって常勤監査役 1 名以上を定めるものとする。</p> <p>第 29 条 監査役会の招集は、会日の 3 日前までに各監査役に通知するものとする。但し、緊急必要あるときは、更にこれを短縮し、又は監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。 (新 設) 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>第 30 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名捺印又は署名あるいは電子署名をし、これを当会社に保存する。</p> <p>第 31 条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定める事項のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数) 第 30 条 当社の監査役は、4 名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することできる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任 期) 第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第 33 条 監査役会は、その決議により常勤の監査役 1 名以上を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知ならびに決議方法) 第 34 条 監査役会の招集は、会日の 3 日前までに各監査役に通知するものとする。但し、緊急必要あるときは、更にこれを短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。 3 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(監査役会の議事録) 第 35 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名をし、これを当会社に保存する。</p> <p>(監査役会規程) 第 36 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(監査役の責任免除) <u>第 37 条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 4 2 3 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p>
(新 設)	<p style="text-align: center;"><u>第 6 章 会計監査人</u></p>
(新 設)	<p>(選任方法)</p>
(新 設)	<p><u>第 38 条 会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p>
(新 設)	<p>(任 期)</p>
(新 設)	<p><u>第 39 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
(新 設)	<p><u>2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p>
(新 設)	<p>(会計監査人の責任免除)</p>
	<p><u>第 40 条 当社は、会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の会社法第 4 2 3 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p>
第 6 章 計 算	第 7 章 計 算
	<p>(事業年度)</p>
<p>第 32 条 当社の営業年度は毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までとし、<u>毎営業年度の末日をもって決算を行う。</u></p>	<p><u>第 41 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までの 1 年とする。</u></p>
	<p>(剰余金の配当の基準日)</p>
<p>第 33 条 <u>株主配当金は、毎年 3 月 3 1 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録した質権者に支払う。</u></p>	<p><u>第 42 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。</u></p>
	<p>(配当金の除斥期間)</p>
<p>第 34 条 <u>株主配当金は、支払開始の日より満 5 年を経過し、なお請求なきときは当社の所得とする。</u></p>	<p><u>第 43 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日より満 5 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>
<p><u>附則</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>平成 1 5 年 3 月期に関する定時株主総会終結前に在任する監査役の任期については、第 2 7 条中「就任後 4 年内」とあるを「就任後 3 年内」と読み替えるものとする。</u></p>	